

項目	改正内容説明	施行時期
<p>第39条の7① （寄附金税額控除）</p>	<p>公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備</p>	<p>公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p>
<p>第56条③④ （市民税の減免）</p>	<p>職権による減免を可能とする規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>第59条 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>条例に引用している私立学校法の改正に伴う所要の改正</p>	<p>令和7年4月1日</p>
<p>第74条②③ （固定資産税の減免）</p>	<p>職権による減免を可能とする規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>第148条の3②③ （特別土地保有税の減免）</p>	<p>職権による減免を可能とする規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>附則第5条の3の2 （公益法人等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>規定の削除 （単に課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであるため）</p>	<p>公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p>
<p>附則第5条の5 （令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</p>	<p>令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとしたことによる改正</p>	<p>公布の日</p>
<p>附則第6条 （特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>条ズレ</p>	<p>公布の日</p>
<p>附則第7条の5 （令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p>	<p>令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>附則第7条の6 （令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）</p>	<p>令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第7条の7 （令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）</p>	<p>令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第7条の8 （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</p>	<p>令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第7条の9 （令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p>	<p>令和7年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>附則第8条② （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第10条の2③～⑰ （固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>新設された一定のバイオマス発電設備、一体型滞在快適性等向上施設に係る特例割合を定めるほか、廃止された特定事業所内保育施設に係る特例割合の削除、延長された再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置について、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものであることから法に定める最大の特例割合とするなどの所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第10条の3③～⑬ （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>区分所有建物である長期優良認定住宅に係る申告に関する規定の新設及びこのことに伴う項ずれ等の所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>附則第11条 （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>土地に係る特例措置の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第11条の2①② （令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）</p>	<p>土地に係る特例措置（据置年度における下落修正措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第12条 ①～⑤ （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>土地に係る特例措置（負担調整措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第12条の3 （宅地等に対して課する令和3年度から令和</p>	<p>土地に係る特例措置（用途変更宅地等に関する特例措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>		
<p>附則第13条 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>土地に係る特例措置（負担調整措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第15条①② （特別土地保有税の課税の特例）</p>	<p>特別土地保有税の特例措置の期間延長に伴う所要の改正 （特別土地保有税については課税停止中）</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第16条の3③ （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第16条の4③ （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>税の課税の特例)</p> <p>附則第17条③ （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第18条⑤ （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第18条の2② （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第18条の3② （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>附則第18条の4②⑤ （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第18条の5②⑤ （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>特別税額控除（定額減税）の対象となる「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第19条①～⑤ （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>土地に係る特例措置（負担調整措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第19条の3 （宅地等に対して課する令和3年度から令和</p>	<p>土地に係る特例措置（用途変更宅地等に関する特例措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>		
<p>附則第20条 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>土地に係る特例措置（負担調整措置）の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則20条の4 （宅地等又は農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>土地に係る特例措置の継続による所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>附則第21条① （都市計画税の課税標準の特例等）</p>	<p>特定事業所内保育施設に係るわがまち特例（課税標準の特例措置）の廃止等に伴う所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>

<p>附則第21条の2②～ ⑤ （都市計画税に係る法 附則第15条第32項 等の条例で定める割 合）</p>	<p>わがまち特例（課税標準の特例措置）に関し、特定事業所内保育施設に係るものの廃止及び一体型滞在快適性等向上施設に係るものの新設に伴う所要の改正</p>	<p>令和6年4月1日</p>
--	---	-----------------